

フィールドワーク豆知識（防災）

地区内を歩いていて目につくちょっとしたモノなどを豆知識としてまとめました。
外出する際に、少し周りに目を向けてみてください。

1) 地区内に設置されている災害時に役立つもの

◆消火栓



消防関係者が消火活動を行う際の水源になります

◆スタンドパイプ



消火栓に接続して、放水します。

◆C級消防ポンプ・D級消防ポンプ



ホースとモーターの組み合わせになっており、防火水槽などから水をくみ上げ、放水します。
B級＞C級＞D級の順にサイズと放水能力が小さくなります。
※配置位置はマップを参照ください。

◆消火器



区が設置。
火事の際には誰もが使えます

◆公衆電話



災害時にも通信規制の対象外。優先的につながります

◆AED



心臓に電気ショックを与え、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器。
誰もが使えます

2) 災害情報の入手先（例）

★災害・防災情報メール配信サービス

<http://www.bousai-mail.jp/setagaya>

★twitter（ツイッター）

@setagaya_kiki

3) 道路空間を広げる時に設置が制限されるものイロイロ (地区計画等で制限の対象)

◆パターン1

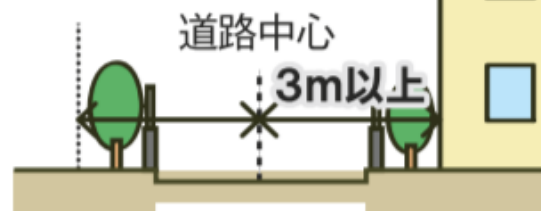
安全な避難路をつくるため、**門や塀等の工作物を道路の中心から3m以上後退させる**



道路中心から2mを超える部分に、工作物(上記参照)を設置できない。

◆パターン2

延焼抑止のため、**建物の外壁を道路の中心から3m以上後退させる**



道路中心から2mを超える部分に、工作物(上記参照)を設置しても良い。

出典：若林3・4丁目地区防災街区整備地区計画パンフレット

◆門扉



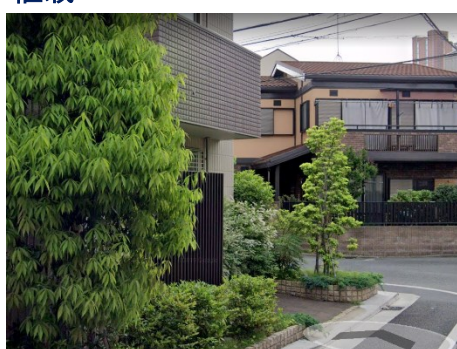
◆塀



◆自動販売機



◆植栽



◆中高層建築物の駐輪場



◆ごみ置場



出典：Google ストリートビュー

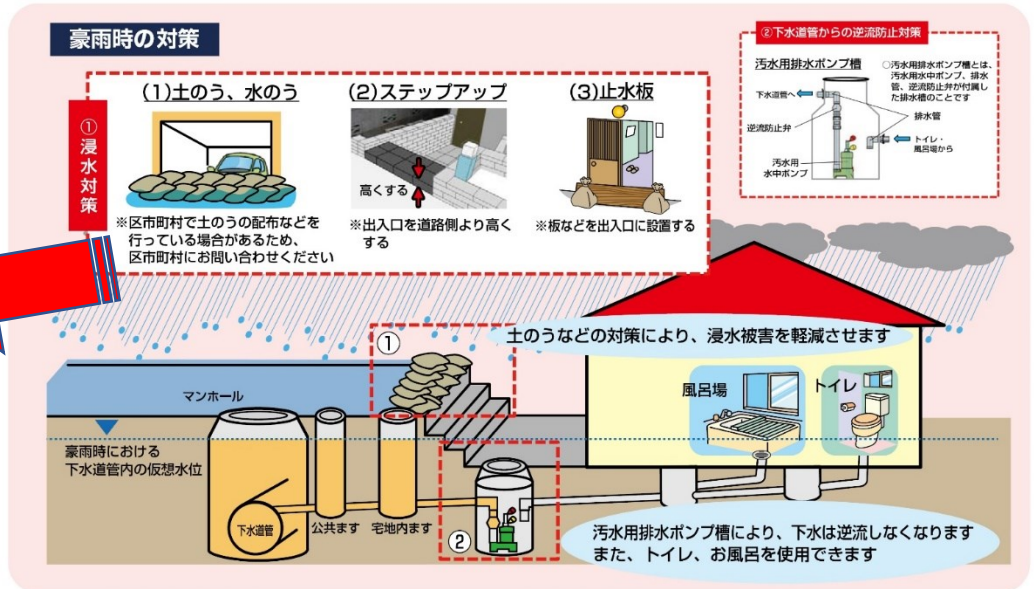
★世田谷区雨量・水位情報

<https://www.micosfit.jp/setagaya/>

※配布資料「せたがや防災」に詳細な情報が掲載されています。

4) 豪雨時の浸水対策

◆土のうは「土のうステーション」で入手できます。

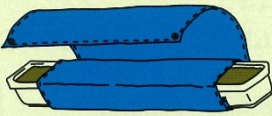


◆最寄りの「土のうステーション」は、「世田谷丸山公園」三軒茶屋2丁目33◆

◆身近なものも「土のう」の代わりになります。

●簡易的な土のうの設置

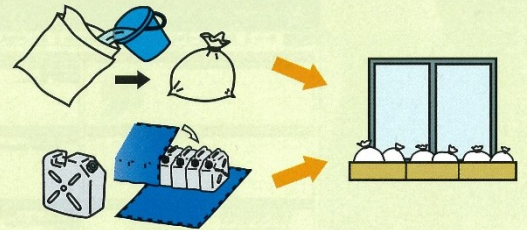
簡易的な土のうや持ち運びの便利な吸水性素材の水のうを玄関や地下駐車場の前面に設置することにより、雨水の浸入を防止することができます。



レジャーシートを巻いたプランター

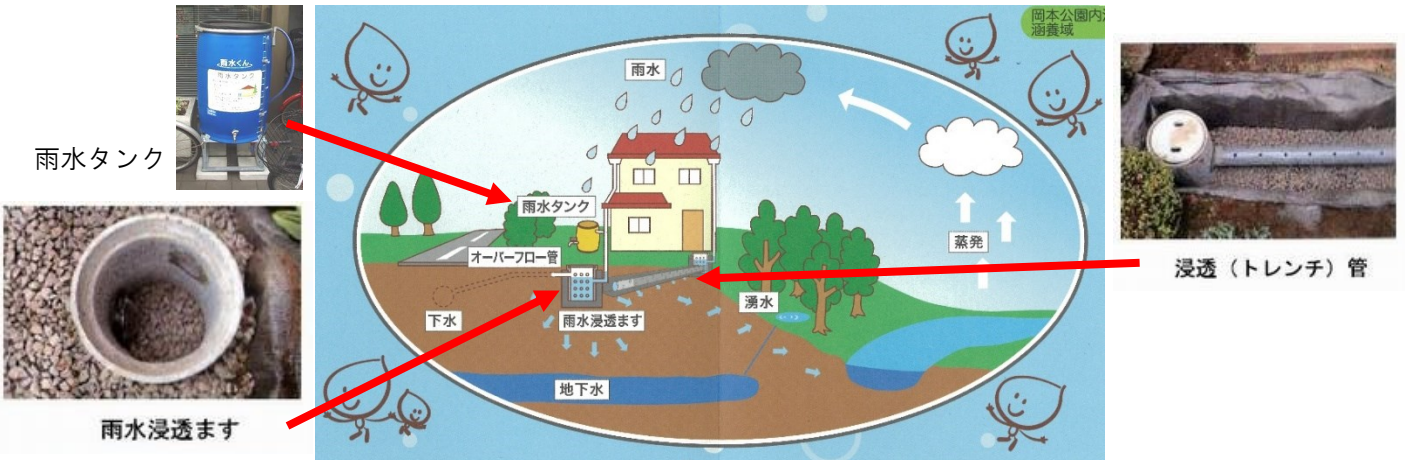


吸水性素材を用いた水のう



水を入れたポリ袋やポリタンク

◆新築住宅には、敷地内の「雨水浸透ます」の設置をお願いしています。



雨水浸透ます



浸透(トレンチ)管

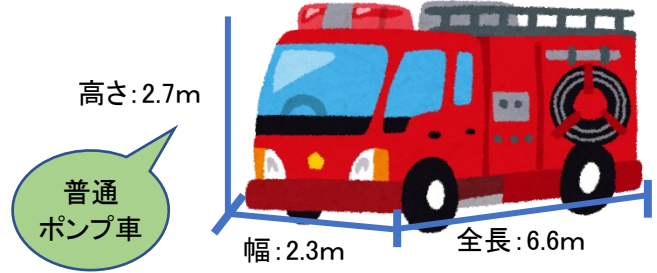
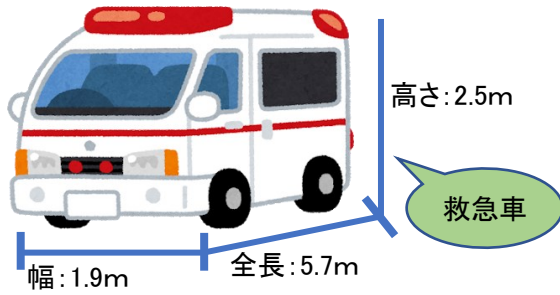
雨水浸透ますは、コンクリート（または合成樹脂製）で底が無く、横にたくさんの穴が開いている「柵（ます）」の事です。敷地内の雨水を地下にしみこませます。

設置すると・・・

- 大雨の際に、お庭や道路の水はけがスムーズになります。
- 地中の水分が増え、ヒートアイランド現象を抑制する効果があります。
- 地下水が豊かになり、湧水が復活し、川や池がきれいになります。
- 緑の育成や保身に役立ちます

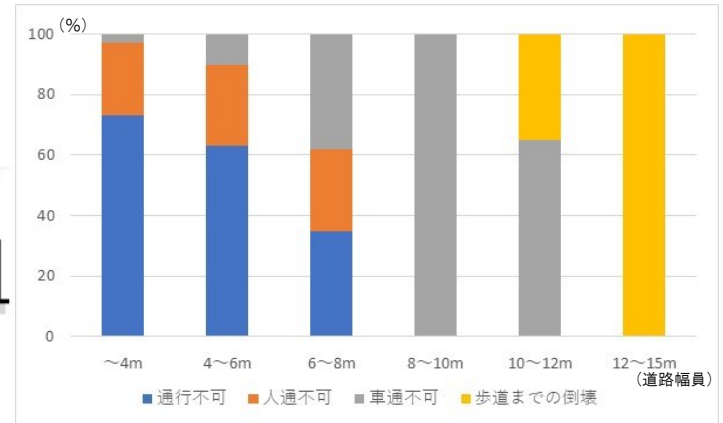
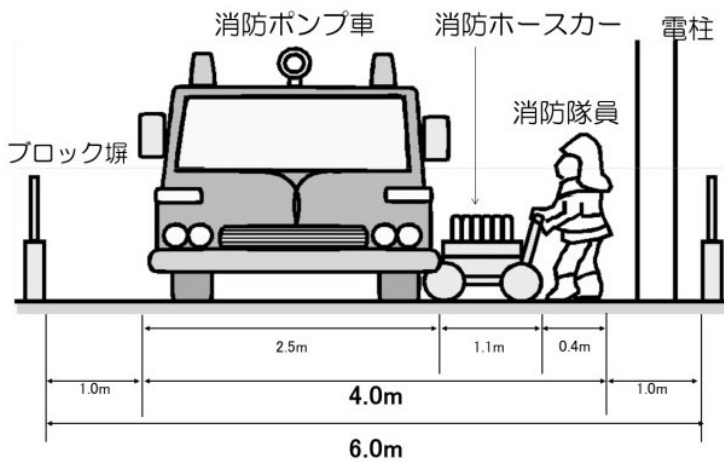
※助成金制度もあります！

5) 緊急車両の寸法と消防活動



◆道路幅員と消火活動のイメージ

◆道路幅員と道路閉塞の関係



円滑な活動のためには、車幅以外にも消防隊員が活動するためのスペースが必要となります。

阪神・淡路大震災では、建物等の倒壊により、幅員4m未満の道路の約7割、4-6m道路では約6割、6-8m道路の約3割が歩行者も通行できなくなりました（グラフの青い部分）

出典：池尻四丁目（8～39番地）・三宿二丁目 防災街づくり通信
平成28年2月号

出典：震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引き（平成17年）ぎょうせい

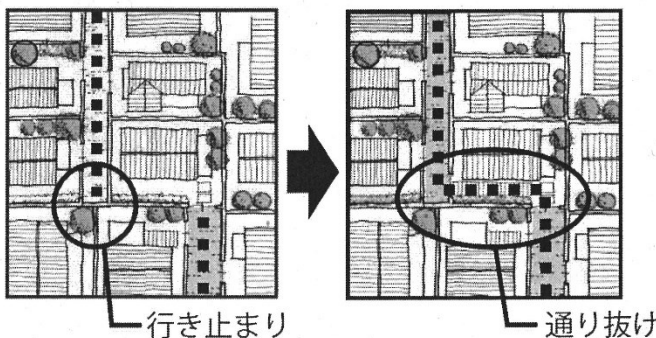
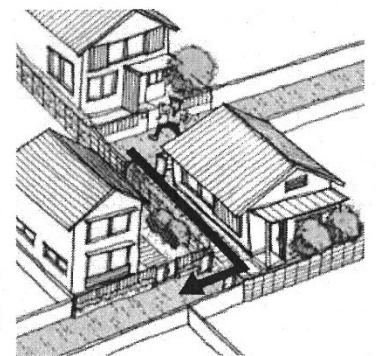
◆民有地を活用した災害時避難路整備助成（地区計画・地区街づくり計画での位置づけが必要）

逃げ道の確保も大切です！

行き止まり路では、災害時に逃げ道を失う可能性があり非常に危険です。区では解消方法として、2つの方法を進めています。

- ① 用地の買収にご協力いただき避難路として整備する
- ② 助成金を使い民有敷地内に門扉などを整備する

②の助成制度では、ご自宅の敷地の一部を避難路として使用させていただくもので、それに伴う門扉や整地等が助成対象となります。避難路とするにあたり近隣の皆様との協定を結び使用する事となります。



- ・門扉、蹴破り戸の設置費
- ・避難路を確保するための簡易な整地、植栽の伐根、伐採費など

助成限度額 30万円